

通信制課程科目等履修に関する協定書

学校法人高水学園が運営する岩国短期大学（山口県岩国市尾津町2丁目24-18）（以下「甲」という。）と学校法人国際学園が運営する星槎大学（神奈川県足柄下郡箱根町仙石原817-255）（以下「乙」という。）は、それぞれの伝統と教学理念を尊重しつつ平等互恵の立場で、星槎大学共生科学部通信制課程への推薦および受入れを行うことについて合意したので、下記のとおり協定を締結する。

記

1. 甲は、在学する学生のうちから、教員免許状取得のために星槎大学共生科学部通信制課程で履修を希望する学生を推薦するものとする。
2. 乙は、甲の推薦する履修希望学生に対して、入学についての審査を行ったうえで、特別の事由がない限り甲の推薦を尊重し、履修を許可するものとする。
3. 甲と乙は、学生が両大学で有意義かつ効率的な学修ができるよう、合意可能な範囲でカリキュラム編成及び履修指導上の協力を行う。
4. 学生の個人情報、本人の許可なく、また出願および履修指導に必要な範囲以外では使用しないものとする。
5. 本協定書に定めるもののほか、履修に係る費用、その他必要と認める事項については別途定めるものとし、定めのない事項については、お互い誠意をもって、その都度協議するものとする。
6. 本協定の有効期間は協定の適用日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに協定解消の申し出がないときは、さらに1年間継続し、以後も同様とする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙が署名捺印のうえ、双方各1通を保有する。

附 則

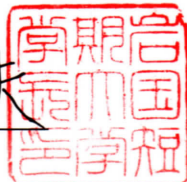
本協定は2025年4月1日から適用する。

2024年10月25日

甲 山口県岩国市尾津町2丁目24-18  
学校法人高水学園  
岩国短期大学  
学長 若本 公夫

乙 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原817-255  
学校法人国際学園  
星槎大学  
学長 西村 哲雄

若本公夫



西村哲雄

